## インターネット選挙運動講習会

平成27年2月12日 選挙管理委員会事務局

#### 総論

- 1 はじめに
- 2 インターネット等を利用する方法とは
- 3 ウェブサイト等を利用する方法とは
- 4 電子メールを利用する方法とは
- 5 従来どおりの規制とインターネット選挙運動の違い
- 6 制限のあるインターネット選挙運動
- 7 屋内の演説会場内における映写の解禁等
- 8 買収罪の適用

## ウェブサイト等を利用する方法

- 1 インターネット選挙運動を行ううえで留意する規制
- 2 選挙運動期間
- 3 未成年者の選挙運動の禁止
- 4 文書図画の頒布の規制
- 5 有料広告の禁止
- 6 選挙期日後のあいさつ行為の解禁

#### 電子メールを利用する方法

- 1 送信者(利用主体)の制限
- 2 転送の禁止
- 3 受信者(送信先)の制限
- 4 記録の保存義務
- 5 表示義務

#### 具体例

- 1 選挙運動の活動時間の変化
- 2 ブログとメールマガジン
- 3 告示前の投票呼びかけ

## 総論

#### 1 はじめに

インターネットを活用することで、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、平成25年7月執行の参議院議員通常選挙から、インターネット選挙運動が解禁されました。

候補者および政党等は、公約、政策および実績などの情報を、候補者および政党等が提供するホームページ、ブログ、SNSおよび動画などで発信できるようになり、選挙運動期間中は24時間、政見を主張し、それを拡散できるようになったことから、有権者にとっては、自分が知りたいとき、いつでも、どこででも情報を得ることが可能となりました。

また、インターネットを活用すると、立候補者および政党等と有権者との間で、 双方向のやり取りが出来るので、選挙期間中は、有権者が、立候補者および政党 等に対する支持を表し、知人に紹介すること、あるいは立候補者および政党等に 質問することや意見を言うことも可能となりました。

インターネットを活用することで、このような選挙運動が可能となることから、 政策に関する議論が活発化し、有権者の政治への関心が高まることが期待されて います。

平成27年4月の統一地方選挙は、秋田市を選挙区とした地方選挙では、初のインターネット選挙運動の実施が可能なものとなります。ルールを守り、有権者にとって、より適正な判断および投票に結びつくようなインターネット選挙運動をお願いします。

- 2 インターネット等を利用する方法とは(公職選挙法第142条の3第1項) インターネット等を利用する選挙運動には、2つの方法があります。
  - (1) ウェブサイト等を利用する方法
  - (2) 電子メールを利用する方法
- 3 ウェブサイト等を利用する方法とは(公職選挙法第142条の3第1項) インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いた ものをいいます。

### (ウェブサイト等の例)

- (1) ウェブサイト(いわゆるホームページ)
- (2) ブログ・掲示板
- (3) ツイッター、フェイスブックおよびやLINEなどの、ユーザー間でやり とりするメッセージ機能は、「電子メール」ではなく、「ウェブサイト等」 に含まれる。
- (4) 動画共有サービス (YouTube、ニコニコ動画等)
- (5) 動画中継サイト(Ustream、ニコニコ動画の生放送等)
- 4 電子メールを利用する方法とは(公職選挙法第142条の3第1項)

「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(特定電子メール法)」第2条第1号に規定する電子メールをいいます。

その中で電子メールとは、「特定の者に対し、通信文その他の情報をその使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信であって、総務省令で定める通信方式を用いるもの」と定義されています。

具体的には、次の2つが定められています。

- (1) その全部又は一部においてシンプル・メール・トランスファー・プロトコル が用いられる通信方式(SMTP方式)
- (2) 携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文 その他の情報を伝達する通信方式(電話番号方式)

#### (電子メールの例)

- (1) Eメール
- (2) E メールを用いてフェイスブックアドレスにメッセージを送信するなどの 場合
- (3) ショートメール
- (4) メールマガジン

### 5 従来どおりの規制とインターネット選挙運動の違い

- (1) 従来の公選法の考え インターネット等による情報の伝達は、文書図画の頒布に当たる行為
- (2) 解禁後の公選法の考え
  - ア インターネット等を利用した選挙運動のうち、一定のものが解禁された。
  - イ 画面上に表示される行為を、文書図画の頒布と考える。

### (解禁された選挙運動の具体例)

- (1) 候補者および政党等が、ブログやホームページ等で、支持を求めたり、公約 および政策を訴えること。
- (2) 有権者が、ブログおよびツイッター等で、特定の候補者へ投票するよう呼びかけること。
- (例)・LINEおよびフェイスブック等のウェブで「 さんに、一票」と 発信
  - ・街頭演説の様子を携帯電話のカメラ機能で撮影し、写真および動画を ウェブ上に掲載すること。
- (3) ツイッターでのリツイートおよびフェイスブックでのシェアをすること。
- (4) 有権者と候補者および政党等が、双方向にコミュニケーションを取ることができ、意見交換等を行うこと。
- (5) 候補者および政党等が、ネットを使い個人演説会の告知および生中継をしたり、演説および選挙運動の様子を映した動画をホームページ等に掲載すること。
- (6) 候補者および政党等が、有権者に投票を求めるメールを送信すること。
- (7) 政党等が、ネット上に有料広告(バナー広告)を掲載すること。

#### 6 制限のあるインターネット選挙運動

インターネット選挙運動では、簡単に選挙運動を行うことができるため、選挙 運動を行っている意識を持っていなくても、選挙運動と見なされる行為を行って しまい易いという危険があります。

簡単に選挙運動ができることから、選挙運動違反にならないように、注意喚起 を行うことも必要と考えられています。

特に、選挙運動を行うことができない未成年者は、インターネットへの親和性が高いことから、保護者など周囲の大人の呼びかけが重要です。

また、情報を発信する立場によって、利用できる送信媒体が制限されており、 選挙運動違反とならないよう注意が必要です。

表 1 インターネット選挙運動解禁で可能となった送信元と送信媒体一覧

	ウェブサイト	SNS	電子	バナー
	(ホームページや ブログ等)	(ツイッターやフェイスブック等)	メール	広 告
立候補者				×
有権者			×	×
政党等				

利用可能 ×利用できない

立候補者および政党等は、事前に同意を得た有権者に限りメールを送信できる

#### (選挙運動違反となる具体例)

- (1) 未成年者が、選挙運動を行うこと。
- (2) 有権者が、電子メールを使って選挙運動をすること。
- (3) ホームページや電子メール等を印刷して頒布すること。
- (4) 選挙運動期間外に選挙運動をすること。
- (5) 候補者に関し、虚偽の事項を公開すること。
- (6) 氏名等を偽って通信すること。
- (7) 悪質な誹謗中傷行為をすること。
- (8) 立候補者等のウェブサイトを改ざんすること。
- 7 **屋内の演説会場内における映写の解禁等**(公職選挙法第143条第1項第4号 の2、第9項、第201条の4第6項第3号)

屋内の演説会場において選挙運動のために行う映写等が解禁されるとともに、 屋内の演説会場内におけるポスター、立札及び看板の類についての規格制限は撤 廃されます。

聴覚障害者の参政権保障という観点からの要望も強く、候補者の政見をよりわかりやすく伝えるための手段として、屋内の演説会場内における映写等の類の利用及びポスター等の規格制限は撤廃されます。

これにより、例えば、演説会において、候補者や政党のウェブサイトをスクリーンに映写しながら政策を訴える、といったことが可能となります。また、ポスター、立札及び看板は、これまでの規格制限(縦273センチメートル、横73セン

チメートル)を超えたものを掲示することが可能となります。

8 買収罪の適用(公職選挙法第251条の2及び第251条の3)

インターネットを利用した選挙運動を行った者に、その選挙運動の対価として 報酬を支払った場合には買収罪の適用があります。

また、買収罪の刑に処せられた者が、総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、 親族、秘書又は組織的選挙運動管理者等に当たることが連座裁判等により確定し た場合(親族、秘書及び組織的選挙運動管理者等については禁錮刑以上の場合の み)には、公職の候補者本人に連座制が適用され、当選無効や立候補制限が課せ られることとなります。

(1) 選挙運動用ウェブサイトや選挙運動用電子メールの企画立案を行う業者への報酬の支払い

業者が主体的・裁量的に選挙運動の企画立案を行う場合には、当該業者は選挙運動の主体であると解されることから、当該業者への報酬の支払いは買収となるおそれが高いと考えられます。

- (2) 誹謗中傷の監視、誹謗中傷を否定する書き込みを行う業者への報酬の支払い業者が、主体的・裁量的でなく、機械的に候補者への誹謗中傷を監視する場合、あるいは誹謗中傷の内容を単に否定する書き込みを行う場合には、当該行為の限りにおいては直ちに選挙運動に当たるとはいえないことから、一般的には、当該業者への報酬の支払いは直ちに買収とはならないものと考えられます。
- (3) コンサルタント業者から助言を受ける際も、一般論として助言の内容を主体的・裁量的に企画作成しているときは、当該業者は選挙運動の主体であると解されることから、当該業者への報酬の支払いも、買収となるおそれが高いものと考えられています。

候補者自らが文案を作成・更新されることは問題ありません。

# ウェブサイト等を利用する方法

## 1 インターネット選挙運動を行ううえで留意する規制

選挙運動でのインターネット利用が解禁され、公職選挙法も改正されましたが、一定のものが解禁されただけであり、従来の選挙運動に関する規制方針が改正されたものではありません。

そのため、従来どおりの規制とインターネットを利用することで解禁 されたことを整理する必要があります。

## 2 選挙運動期間(公職選挙法第129条)

選挙運動は、選挙の告示日から選挙期日の前日までの間のみ行うことができます。

(1) 選挙運動の開始時間

告示日における立候補の届け出受理後

#### ア 街頭演説の場合

街頭演説を行う際は、標旗、拡声器表示板および選挙運動員用の腕章が必要です。告示日における立候補の届け出受理後、選挙管理委員会が交付する、これらのものを街頭演説会場に備え、取り付けていることが必要です。

また、選挙カーでの演説の場合も、この表示板を車外から見える 位置につける必要があります。

なお、表示板は、一人一枚のみの交付です。

以上のように、立候補届出の受付時刻の午前8時30分から「選挙運動の第1声」を発することができるものではないことに留意してください。

#### イ インターネット選挙運動の場合

インターネット選挙運動が出来るのも、告示日における立候補の

届け出受理後です。これより前に、ネット上で投票を依頼することは、事前運動となり違反です。

(2) 選挙運動の終了

選挙期日の前日午後12時

ア 街頭演説の場合

街頭演説や選挙カーでの連呼行為は、午後8時

イ インターネット選挙運動の場合

選挙期日の前日午後12時。それ以降の、ネット画面更新はできません。

3 未成年者の選挙運動の禁止(公職選挙法第137条の2)

未成年者(年齢満20歳未満の者)は、選挙運動をすることができません。

未成年者が、選挙運動をすることができないことは、インターネット 選挙運動に関しても従来どおりです。

その一方において、未成年者は、インターネットへの親和性が高いので、インターネットを利用した選挙運動に関して、保護者の監督が重要です。

(未成年者が行う可能性が高いインターネット選挙運動の例)

- (1) 自分で選挙運動用メッセージを掲示板やブログに書き込むこと。
- (2) 他人の選挙運動の様子を動画サイトなどに投稿すること。
- (3) 他人の選挙運動メッセージをSNSなどで広めること(未成年者によるリツイートおよびシェアの禁止)。
- (4) 送られてきた選挙運動用電子メールを他人に転送すること(一般有権者も禁止)。

具体例として、未成年者が自分のブログに、「 さんに一票」や、「 さんを応援しよう」など書き込むことは、選挙運動に当たります。 また、たまたま見かけた街頭演説の動画や写真を掲載することも、未 成年者は禁止されています。

政治活動の一環で配信されているメールマガジンの読者のうち、選挙 運動用メールの受信を拒否しない読者には、選挙運動用メールを送信し てもいいことになっていますが、それを他人に転送することは、未成年 者を含め立候補者以外の有権者は、禁止されています。

## 4 文書図画の頒布の規制(公職選挙法第142条の3第1項)

選挙運動のために使用する文書図画は、インターネット等により頒布する場合を除き、公職選挙法第142条に規定された一定のもの以外は、頒布することができません。

したがって、ウェブサイト等に掲載され、又は電子メールにより送信された文書図画であっても、それを紙に印刷して頒布することはできません。

文書図画の頒布は、「選挙運動用通常はがき」および「選挙運動用ビラ」のみ認められていますが、ビラを頒布する際は、証紙の貼付が必要とされています。(市議会議員の選挙では、ビラの頒布は認められていません。)

この点からも、ディスプレイ上の文書図画を印刷して頒布することは 禁止行為であり、立候補者および有権者も注意が必要です。

なお、ビラの頒布が認められていない市議会議員選挙では、自らの政 見を主張し頒布できるインターネットは、有効な手段になると考えられ ます。

## 5 有料広告の禁止(公職選挙法第142条の6)

選挙運動のための有料インターネット広告(バナー広告)は、禁止されています。

ただし、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブ

サイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができます。

統一地方選挙のうち、県議会議員選挙では、確認団体によるバナー広告は可能です。

市議会議員選挙では、立候補者によるバナー広告は禁止されています。 また、確認団体制度が設けられていないので、政党等が選挙運動用電子 メールを送信したり、有料インターネット広告を出したりすることは認 められていません。

- (1) 禁止される有料インターネット広告
  - ア 候補者および政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告(同条第1項)
  - イ アの禁止を免れる行為としてなされる、候補者・政党等の氏名・ 名称又はこれらの類推事項を表示した、選挙運動期間中の有料イン ターネット広告(同条第2項)
  - ウ 候補者・政党等の氏名・名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、選挙運動期間中の有料インターネット広告(同条第3項)
- (2) 政党等による政治活動用有料インターネット広告(公職選挙法第142条の6第4項)

政党等については、上記アに該当するものを除き、選挙運動期間中、 当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料インタ ーネット広告を認めることとしています。

これは、政党等は、現在も、選挙運動期間中、政党等のウェブサイトにリンクを張った政治活動用有料インターネット広告が認められていることに鑑み、本改正後も引き続き、同様の態様で行われる有料インターネット広告については可能とするものです。

表 2 選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする有料インターネット 広告が認められる政党等

選挙の種類	広告の 可 否	政党等
衆議院議員		候補者届出政党および 衆議院名簿届出政党等
参議院議員		参議院名簿届出政党等 および確認団体
都道府県知事		確認団体
都道府県議会の議員		確認団体
指定都市の市長		確認団体
指定都市の議会の議員		確認団体
指定都市以外の市の市長		確認団体
指定都市以外の市の議会の議員	×	
町村長	×	
町村議会議員	×	

(3) 挨拶目的の有料インターネット広告の禁止(公職選挙法第152条第1項)

公職選挙法では、候補者及び後援団体による挨拶を目的とする有料 インターネット広告も禁止しています。

6 選挙期日後のあいさつ行為の解禁(公職選挙法第178条第2号)

選挙期日後に当選又は落選に関して選挙人に挨拶をする目的をもって行う行為のうち、「インターネット等を利用する方法」により行われる文書図画の頒布は、解禁されました。

例えば、選挙期日後、自身のホームページ等において当選又は落選に 関する挨拶を記載することや、電子メールを利用して当選又は落選に関 する挨拶をすることは可能です。

それ以外の方法は、引き続き禁止されているので、注意してください。

## 電子メールを利用する方法

送信者(利用主体)の制限(公職選挙法第142条の4第1項)

電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者および政党等に限って頒布することができます。

候補者および政党等以外の一般有権者は、引き続き禁止されています。 ウェブサイトと比べて制限があるのは、次の理由からです。

- (1) 密室性が高く、誹謗中傷およびなりすましに悪用されやすいこと。
- (2) 複雑な送信先規制等を課しているため、一般の有権者が処罰され、 さらに公民権停止になる危険性が高いこと。
- (3) 悪質な電子メール(ウィルス等)により、有権者に過度の負担がかかるおそれがあること。

表1 選挙運動用電子メールの送信が認められている候補者および政党等

選挙の種類	送信の 可 否	候補者	送信の 可 否	政党等
衆議院(小選挙区選出)議員		候補者		候補者届出政党
衆議院(比例代表選出)議員		衆議院名簿登載者		衆議院名簿届出政党等
参議院 (比例代表選出)議員		衆議院名簿登載者		参議院名簿届出政党等
参議院(選挙区選出)議員		候補者		確認団体(当該選挙に 所属候補者があるものに限る)
都道府県知事		候補者		確認団体
都道府県議会議員		候補者		確認団体
指定都市の市長		候補者		確認団体
指定都市の市議会議員		候補者		確認団体
指定都市以外の市の市長		候補者		確認団体
指定都市以外の市の議会議員		候補者	×	
町村長		候補者	×	
町村議会議員		候補者	×	

政党の県支部は、「政党等」に含まれる

なお、候補者本人が直接送信する場合のほか、事務所の秘書のように候補者と使用関係にある者や、親族や友人のように特別信頼関係にある者が、候補者の指示の下、そのいわば手足として選挙運動用電子メールの送信に必要な作業に従事しているに過ぎない場合は、電子メールの送信主体の制限に違反しないと考えられています。

### 2 転送の禁止

電子メールを転送することは、**新たな送信行為**と考えられます。 そのため、候補者および政党等から送られてきた電子メールを転送する際は、転送する人が、候補者および政党等であることが必要です。

- 3 受信者(送信先)の制限(公職選挙法第142条の4第2項) 選挙運動用電子メールの送信先には、一定の制限があります。 候補者および政党等は、電子メールを利用することができますが、受 信者から承諾を得る必要があります。
  - (1) 送信先についても一定の制限を課すこととしたのは、次の理由からです。
    - ア 選挙運動用電子メールが無秩序に送信され、受信者の日常生活に 支障を及ぼすおそれがあること。
    - イ 想定していない通信費の負担につながるおそれがあること。
    - ウ 電子メールの受信をしたくない有権者もいると考えられること。
  - (2) 候補者および政党等が、電子メールを送信できるのは、次の表のとおりです。

表中1欄の送信対象者に対して、それぞれ2欄にある電子メールアドレス宛にのみ送信できます。

選挙運動用メールを送信する際は、必ず承諾が必要です。承諾には 2 種類あり、承諾する旨の回答をもらうケースと、拒否する旨の回答 がなければ承諾とみなすケースがあります。

表 2 電子メールを送信可能な対象者および電子メールアドレス

1 送信対象者	2 送信対象電子メールアドレス
あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信をするよう に求める旨又は送信することに同意する旨を選挙運動 用電子メール送信者に通知した者	選挙運動用電子メール送信者に自ら 通知した電子メールアドレス
政治活動用電子メール(選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等)を継続的に受信している者であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの

(3) 選挙運動用電子メールの送信を拒否された場合(公職選挙法第142条の4第5項)

選挙運動用電子メール送信者は、電子メールアドレスを明らかにして選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けたときは、当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールを送信することはできません。

(4) 電子メールアドレスを「自ら通知」すること(公職選挙法第142 条の4第2項各号)

電子メールアドレスを「自ら通知」するとは、自らの意思で、選挙 運動用電子メール送信者に対し、当該電子メールアドレスを伝えることをいいます。

- ア 自ら通知したと考えられる例
  - (ア) 電子メールアドレスを記載した名刺その他の書面を選挙運動用電子メール送信者に交付すること。
  - (イ) 選挙運動用電子メール送信者に対し通知するため、後援会の入会申込書に電子メールアドレスを記載すること。
  - (ウ) 選挙運動用電子メール送信者に対し電子メールアドレスを本文 に記載した電子メールを送信すること。
- イ 自ら通知したとは考えにくい例
  - (ア) 選挙運動用電子メール送信者が名簿を購入し、又は当該選挙運

動用電子メール送信者の選挙運動や政治活動とは別の目的で作成 された名簿を譲り受け、その名簿に掲載されている電子メールア ドレスを入手したとき。

- (イ) 選挙運動用電子メール送信者が電子メール配信代行業者を使用 してメールマガジンを発行している場合、その受信リストに登録 されている電子メールアドレスが当該選挙運動用電子メール送信 者に通知されないとき。
- (5) 選挙運動用電子メールの送信の求め又は同意の通知の効力(公職選挙法第142条の4第2項第1号)

選挙運動用電子メールアドレスの送信の求め又は同意は、「あらかじめ」得る必要はありますが、「選挙ごとに」得る必要はありません。

4 記録の保存義務(公職選挙法第142条の4第4項)

選挙運動用電子メール送信者には、一定の記録の保存が義務づけられます。

(1) 選挙運動用電子メールの送信の求め又は同意をした者に対し送信する場合

選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信の求め又は同意をした者に対し送信する場合には、以下の事実を証する記録を保存しておかなければなりません。

ア 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対 し自ら通知したこと。

イ 選挙運動用電子メールの送信の求め又は同意があったこと。

(2) 政治活動用電子メールの継続的な受信者に対し送信する場合

選挙運動用電子メール送信者は、政治活動用電子メールの継続的な 受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信し ないよう求める通知をしなかったものに対し送信する場合には、以下 の事実を証する記録を保存しておかなければなりません。

ア 受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対

し自ら通知したこと。

- イ 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること。
- ウ 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。
- (3) 保存すべき記録の例
  - ア (1) ア、イおよび(2) アの、事実を証する記録の例としては、受信者からこれらの通知のために送信されてきた電子メールや送信の申込みの書面等が考えられます。
  - イ (2)イ、ウの事実を証する記録の例としては、次の書面等が考えられます。
    - (ア) 送信時点におけるメルマガの送信先リスト
    - (イ) 送信者がその通知のために送信した電子メール
- 5 表示義務(公職選挙法第142条の4第6項・第142条の5第2項) 選挙運動又は当選を得させないための活動に係る電子メールで送信される文書図画には、送信者の氏名・名称や電子メールアドレス等、一定 の事項を表示することが義務づけられます。
  - (1) 当該文書図画には、次の事項を正しく表示しなければなりません。
    - ア 選挙運動用電子メールである旨
    - イ 選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称
    - ウ 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことがで きる旨
    - エ 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の 通知先
  - (2) 「選挙運動用電子メールである旨」の表示方法 具体的には、選挙運動用電子メールの任意の場所であって、受信者 が容易に認識できる場所に、「選挙運動用電子メール」といった表示 をすることを想定しています。
  - (3) 電子メールアドレスその他の通知先の具体例 電子メールアドレスのほか、例えば、選挙運動用電子メールの配信 を解除するための通知を送付できるウェブサイトのURL等を想定して

います。

- (4) 当選を得させないための活動に係る電子メール送信者の表示義務 選挙期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間、電子メ ールを利用する方法により当選を得させないための活動に使用する文 書図画を頒布する者は、当該文書図画に次の事項を正しく表示するよ うにしなければなりません。
  - ア 頒布者の電子メールアドレス
  - イ 頒布者の氏名・名称

## 具 体 例

### 1 選挙運動の活動時間の変化

インターネット選挙運動の解禁によって、立候補者は、街頭での選挙 運動を終えたあとも、政見を主張できるようになりました。

平成26年1月の東京都知事選挙における、インターネットを利用した選挙運動では、全陣営(立候補者および応援者)が、政見をネット視聴者に向けて主張する演説会が開催されました。

午後8時30分から始まった演説会の模様は、動画サイトで生放送配信され、視聴者は、ネット観客として演説会に参加でき、書き込んだコメントは、吹き出しとなって会場のスクリーンに表示されました。

## 2 プログとメールマガジン

平成26年1月の東京都知事選挙では、女性タレントが、自身のメールマガジンで立候補者への投票を呼びかけたことにより、警視庁から公職選挙法違反の疑いで警告を受けました。

このタレントは、メールマガジンでの呼びかけを行う以前に、自身のブログで、投票を呼びかけていたので、インターネット上での呼びかけはすべて解禁されていると誤解したことにより、メールマガジンで呼びかけを行ったものでした。

なお、メールマガジン(政治活動用電子メール)は、電子メール、 そしてブログは、ウェブサイトであり、各々の規制を受けるものです。

## 3 告示前の投票呼びかけ

過去において、選挙の警告を受ける多くの事例が、告示前の投票依頼です。インターネットを利用した投票依頼ができるのは、立候補届出の受理後です。